

松江市 報道提供資料

令和7年3月21日

件名 松江市宿泊税の総務大臣同意について

内容

本市における宿泊税制度の新設については、令和6年11月松江市議会定例会において松江市宿泊税条例が可決されたことを受けて、地方税法第731条に基づき総務大臣と協議を行ってきました。

この度、令和7年3月21日に総務大臣の同意を得ましたのでお知らせします。

なお、本市において宿泊税の課税を開始する時期(松江市宿泊税条例の施行期日)については、この度の同意を受けて速やかに定め、改めてお知らせします。

【問い合わせ】

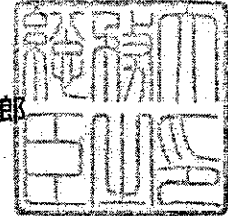
財政部 税務管理課 担当： 石倉・浜浦 電話：0852-55-5141



総 税 企 第 52 号
令 和 7 年 3 月 21 日

松江市長 上定 昭仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎



島根県松江市法定外目的税「宿泊税」の新設に係る協議について（通知）

令和6年12月24日付けで協議の申出があった法定外目的税「宿泊税」の新設については、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の規定に基づき同意する。



令和 7 年 3 月 21 日

松江市宿泊税の総務大臣同意について

令和 6 年 11 月松江市議会定例会において、松江市宿泊税が可決されました。

これを受けて、宿泊税（法定外目的税）の創設のため、地方税法第 731 条に基づき総務大臣との協議を行い、令和 7 年 3 月 21 日に総務大臣の同意を得ました。

1. 宿泊税の新設理由・経過

松江市は、2030 年の松江のあるべき姿「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を総合計画に掲げています。その実現に向けて、主要産業の一つである観光の振興を通じ「国際文化観光都市」としての魅力を高め、誘客促進とそれに伴う経済の好循環を生み出すことにより、「裾野の広い観光産業の活性化」「雇用の賑わいの創出」「市民生活の向上」「地域への愛着や誇りの醸成」「伝統や文化・生業の維持」を推進し、来訪客・地域住民の双方にとって「住んでよし、訪れてよし」となる観光地を目指しています。令和 5 年 2 月には、取組みを進めていくための観光に特化した『MATSUE 観光戦略プラン（以下、「観光戦略プラン」という）』を策定しました。

本市のもつ地域資源を磨き上げ、将来にわたって目的地として選ばれるためには、「観光戦略プラン」に基づく取組みの推進や、その土台となる（一社）松江観光協会の体制強化といった新たな戦略が求められるとともに、それらの事業規模に見合う安定的な財源の確保が必要となります。

このような背景のもと、令和 5 年 8 月に外部有識者等からなる「松江市新たな観光財源検討委員会」を設置し、令和 6 年 8 月まで検討を重ねていただきました。検討結果の報告の中では、財源確保手法として法定外目的税が妥当とされた上で、具体的には宿泊税制度の導入を想定し、使途、課税要件、導入までの取組み等について提言をいただきました。

なお、最終的な検討報告書が提出されるまでの間、本市が策定した基本方針（案）に基づくパブリックコメントや宿泊事業者説明会等において、様々な意見や近隣自治体からの要望が寄せられ、その中から免税点の設定を中心に検討委員会において再検討が行われました。

本市ではこの検討結果を尊重する形で、令和 6 年 9 月に「松江市宿泊税制度基本方針」を策定するとともに、同年 11 月には基本方針に基づく「松江市宿泊税条例」を松江市議会定例会に提案し、同年 12 月 18 日に可決されました。

宿泊税については、「観光戦略プラン」の主要事業に掲げる事業に活用することとし、来訪客の満足度や利便性向上につながる受入環境・サービスの質的向上を図ることに留意します。また、新規事業や既存事業の拡充部分に活用することとし、これらの考え方に基^づき、来訪客の滞在時間の延長や宿泊客数を増やす取組みに重点を置くことで観光消費額を押し上げ、「観光戦略プラン」の将来像や目標値の実現につなげていきます。

2. 宿泊税の概要

(1) 課税客体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館、ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
(2) 税収の使途	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用
(3) 課税標準	上記宿泊施設における宿泊数
(4) 納税義務者	上記宿泊施設における宿泊者
(5) 税率	1 人 1 泊につき 200 円
(6) 徴収方法	特別徴収
(7) 収入見込額	(平年度) 約 3.3 億円
(8) 課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が 1 人 1 泊 5,000 円未満の宿泊者
(9) 徴税費用見込額	(平年度) 約 14 百万円
(10) 課税を行う期間	条例施行後 3 年（その後は 5 年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. その他

検討の経過の詳細は松江市ホームページに掲載しています。

[松江市 HP](#) くらし・手続き > 税金 > 宿泊税の検討

URL : https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/shukuhakuzei_kentou/index.html